

山田・後閑・鉾立・胸上小学校 再編準備委員会

第2回総務部会 会議次第

日時：令和8年10月9日（金）19:00～

場所：東児公民館1階 大会議室

1 開 会

2 議 題

（1）「新たな学校名」の選定方法について （資料1、資料2）

（2）校章・校歌について （資料1 他）

3 その他

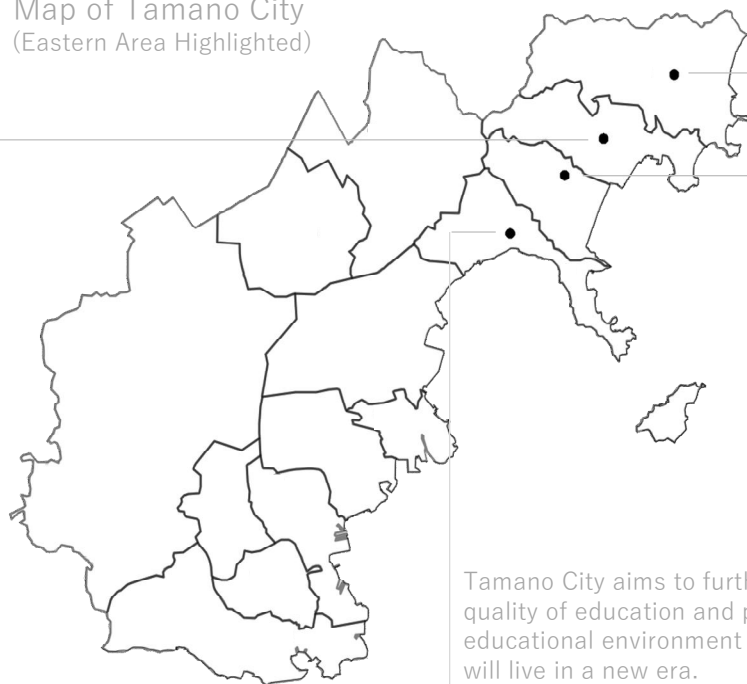
次回開催予定時期 令和8年10月下旬（書面開催）

4 閉 会

※配布資料

- ・ 資料1 第2回総務部会資料
- ・ 資料2 「新たな小学校名（候補）」選定要領（案）

Map of Tamano City
(Eastern Area Highlighted)



Tamano City aims to further improve the quality of education and provide a better educational environment for children who will live in a new era.

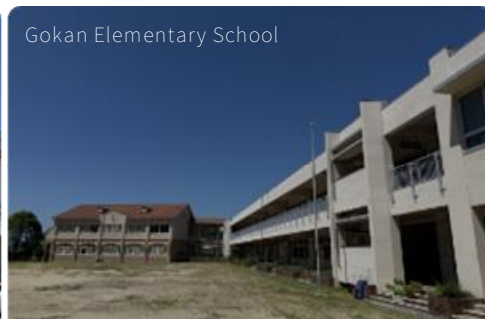
第2回 総務部会 協議資料

【山田小・後閑小・鉾立小・胸上小再編準備委員会】

Yamada Elementary School



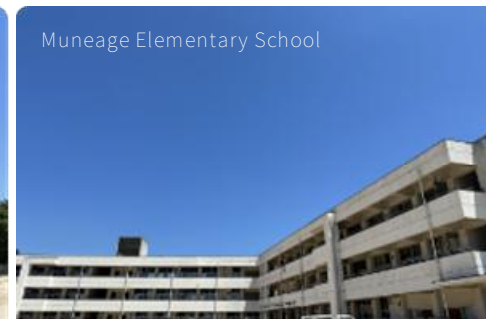
Gokan Elementary School



Hokotate Elementary School



Muneage Elementary School



01 第1回会議の内容

●新たな学校名の選定方法

- ・公募により選定する
- ・応募資格：再編に関連する地域住民、再編に関連する
小学校の児童・保護者・教職員

※中学生は、地域住民として応募できる。

- ・応募条件：令和8年9月24日現在の学校名は使用しない
- ・応募期間：約1ヶ月（9／24～10／21）
- ・選定方法：詳細について、第2回で協議

02 「新たな学校名」の選定方法

第1次選定

応募のあった学校名案のうち、募集要項の応募条件等を満たす案から、総務部会の各委員が指定された数の案を選んで投票し、得票数の上位5案を選定する。

第2次選定



第1次選定で選定された学校名の中から、対象の地区住民・児童・保護者、教職員のそれぞれが、1個の学校名案を選んで投票し、それを集計し、投票の状況により、上位3個程度の学校名案を選定する。

第3次選定



第2次選定で選定された学校名案の中から、再編準備委員会委員が1案を選んで投票し、投票者総数の過半数を得た学校名案を最上位案とする。過半数を得た案がない場合は、得票数の上位2案を対象に決選投票を行う。投票結果は全体会に報告し、異議がないことを確認した上で、再編準備委員会としての最終候補を決定する。

03 「新たな学校名」の選定



今後のスケジュール（予定）

9月24日～10月21日	:	校名募集
10月22日～10月27日	:	第一次選定
10月29日～11月13日頃	:	第二次選定
11月16日～11月23日頃	:	第三次選定
12月上旬	:	教育委員会 校名案正式決定
12月以降	:	市議会へ条例改正案上程

04 校章・校歌について



新たな学校名が決定することにより、校章・校歌についても、新たに作成する必要があります。
これらの選定方法について、順次協議を進めていきます。

現在の4小学校の校章

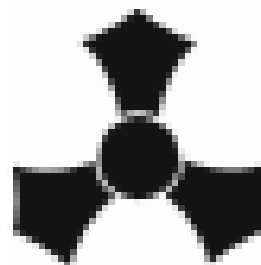
山田小学校



後閑小学校



鉾立小学校



胸上小学校



05 《協議》 具体的な協議事項

校章は、その学校を象徴するための紋章のことをいいます。学校名や教育方針などがモチーフとなり、デザインされるものになります。

校章の選定方法

選定方法の例	内 容
① 公 募による選定	校名募集と同様に児童や保護者、地域の方々などから公募し、総務部会等で選定する。
② 児 童の案による選定	児童から公募し、総務部会等で選定する。 (教職員や専門家、近隣高校との連携による補正) (高校のデザイン科で補正) 【鈴鹿市】
③ 専 門家による選定	デザイナー等に依頼。

「新たな小学校名（候補）」の選定要領（案）

1 趣旨

この要領は、山田小学校・後閑小学校・鉾立小学校・胸上小学校の再編に伴う「新たな小学校名」について、既定の募集要項により応募された学校名の中から、学校名（候補）を選定するために必要な事項を定める。

2 基本方針

- (1) 校名は、学校の名称としてふさわしいもので、短い表現で親しみやすいもの。
- (2) 校名は、令和8年9月24日現在、玉野市立学校で使用されていないもの。ただし、組み合わせて使用することは可。
- (3) 校名は、商標等の権利を侵害しないもの。
- (4) 校名は、漢字、ひらがな、カタカナで表記できるもの。（併用可）
- (5) その他、山田小学校・後閑小学校・鉾立小学校・胸上小学校再編準備委員会総務部会（以下「総務部会」という。）で必要と認めた基準を満たす学校名であること。

3 選定方法

選定は、第一次選定、第二次選定、第三次選定により行い、その手順は以下のとおりとする。

(1) 第一次選定

- ① 応募された学校名をリストアップし、基本方針に従って整理した学校名を第一次選定の対象とする。
- ② 第一次選定の対象から、総務部会部会員は、部会長に指定された数の学校名を選んで投票し、投票を集計し、得票数の上位5案を第二次選定の対象とする。ただし、5位に複数の学校名案が同票で並んだ場合は、その同票案を全て第二次選定の対象とする。

(2) 第二次選定

- ① 山田小学校、後閑小学校、胸上小学校の児童、保護者、教職員及び山田小学校・後閑小学校・鉾立小学校・胸上小学校区在住の地域住民は、「第二次選定の対象」の中から、1学校名を選び、書面投票またはオンライン投票により投票する。
- ② 投票は1回のみとする。複数の投票資格を有する者は、いずれか一つの資格において投票するものとする。
- ③ 投票を集計し、得票数の上位3案を第三次選定の対象とする。ただし、3位に複数の学校名案が同票で並んだ場合は、その同票案を全て第三次選定の対象とする。

(3) 第三次選定

- ① 山田小学校・後閑小学校・鉾立小学校・胸上小学校再編準備委員会委員は、「第三次選定の対象」の中から、1学校名を選んで投票し、集計し投票者総数の過半数を得た学校名を新たな小学校名（候補）とする。
- ② 過半数を得た案がなく、2位に複数の案が同票で並んだ場合は、2位の同票案を対象として予備投票を行い、決選投票の対象となる1案を選定する。
その後、1位案と予備投票で選ばれた案による決選投票を行います。

4 その他

この要領に定めのない事項、その他疑義が生じた場合は、総務部会で協議して定めるものとする。

山田・後閑・鉾立・胸上小再編準備委員会

第2回 総務部会 協議資料

【協議事項】 校章の公募条件・選定手順およびスケジュール（案）

山田小学校

後閑小学校

鉾立小学校

胸上小学校

【公募による選定】 具体的な協議事項（①～④）

① 応募対象者の範囲

【事務局案】 全国どなたでも応募可能
広くアイデアを募り、愛される校章を目指す。

② 応募要領の内容

- ・ 応募者本人の創作で未発表のもの
- ・ 応募点数（1人1点まで）／データ・手書き形式

③ 応募期間の設定

【事務局案】 2ヶ月間
※児童・保護者が応募しやすい時期・行事を考慮

④ 採用者への賞品

- ・ 最優秀賞（採用作品）：商品券等5万円分

⑤ 校章候補の絞り込み（3段階選定プロセス）

第1次選定

【総務部会】

応募条件を満たした全作品から、各委員が指定された数の作品を選んで投票する。

選ぶ作品数は、応募作品数を踏まえて決定する。

集計後、上位5個程度を選出。

第2次選定

【児童・保護者・教職員・地区住民】

5案の中から、各自1個を選んで投票。

投票状況を踏まえ、上位3個程度を選定。

第3次選定

【全体会（全委員）】

全委員で投票し、過半数獲得で1案を最終選定。

※未達の場合は上位2案で決選投票を実施。

今後のスケジュールの確認

時期	実施内容・協議事項
令和8年10月下旬～	校章の公募要領策定・募集周知の準備
令和9年1月初旬～2月末	校章の応募期間（約2ヶ月間）
～4月末	3段階の選定実施 → 新校章の正式決定
令和8年11月～	校歌の製作準備・公募等の検討開始

自治体名	赤磐市	愛知県名古屋市	三重県松阪市	埼玉県八潮市	山形県尾花沢市
応募資格	どなたでも応募可能	・市内に在住、在学又は在勤の方・内山小学校又は大和小学校にかつて在学したことのある方・内山小学校又は大和小学校の教職員、又は教職員であった方	どなたでも応募可能	八潮市内に在住、在学、在勤の方	市内外を問わず、どなたでも応募可能
応募期限	令和6年10月24日（木）から令和6年12月6日（金）まで	令和7年5月13日（火）から令和7年6月12日（木）まで ※郵送は当日消印有効	令和7年5月1日（木）から令和7年6月6日（金）まで ※必着	令和7年10月27日（月）から令和7年12月5日（金）まで	令和7年5月1日～8月31日（必着）
賞品	記念品を贈呈	記載なし	記載なし	記載なし	最終決定したデザイン案の応募者1名または1グループに5万円相当の記念品を贈呈
応募方法	・応募用紙又はインターネット専用フォームから応募	・募集チラシの応募用紙に記入し、郵送又は電子メールで提出 ・学校の郵便受けに投函可	・応募用紙により応募 ・応募箱への投函又は郵送 ・応募フォームから応募	・通っている学校に応募用紙を提出（市内小中学校に在籍する児童生徒のみ） ・新設小学校準備室あてに応募用紙を郵送または持参 ・新設小学校準備室あてに電子メールで送信	・Webによる応募（Google アカウントをお持ちの場合） ・郵送又は持参（郵送の際は、封筒に校章案在中と朱書き）所定の応募用紙に記入の上、郵送又は下記事務局へ持参により応募（FAX不可）。 ・電子メールによる応募（メール件名は「校章案応募」としてください）応募用紙を市ホームページからダウンロードしてメールに添付か、応募に必要な必須項目をメールに直接記載し応募。
応募要領	・単色を原則とする ・自作、未発表のもの・他者の著作権や商標権を侵害しないもの	・カラー、単色は問わないが、カラーの場合は単色で表現してもイメージが損なわれないもの ・グラデーション（ぼかし）は使用しない・手書き、コンピュータソフト等、作成方法は問わない ・電子データはJPEG、PNG、GIFのいずれかで3MB以下	・地域の特徴や新しい小学校でめざす子どもの姿を踏まえたデザイン ・デザインに込めた意味や理由を記入 ・カラー、単色は問わないが、単色又は白黒でもイメージを損なわれないもの ・グラデーション（ぼかし・濃淡）は不可 ・縮小しても視認性が損なわれないもの ・データ提出はJPG、GIF、PNGのいずれか	・自作、未発表で、かつ他の著作権に触れないもの、他の商標などの模倣とならないようにすること。 ・応募用紙上への手書き、またはパソコンなどによるデータ制作とする。 ・単色または4色以内のカラーとする。 ・グラデーション、ぼかしの表現を用いない。 ・データの場合、ファイル形式はJPEG、GIF、PNG、PDFのいずれかとし、サイズは4MB以下。	・1人又は1グループ、2点までの応募する。また、1枚の応募用紙に1点の提出する。 ・単色・カラーを問いませんが、単色・モノクロでの使用も考慮し、ぼかし等は使用不可。
注意事項	・応募作品は返却しない ・採用作品に関する権利は赤磐市教育委員会に帰属 ・赤磐市赤坂中学校区における小学校統合準備委員会で審議して決定 ・必要に応じて一部修正・補正する場合あり。 ・個人情報 は目的外に使用しない	・応募は1人1点まで ・自作、未発表で、他の著作権や商標を侵害しないものに限り ・採用作品に関する権利は名古屋市教育委員会に帰属 ・必要に応じて補作、修正する場合あり ・応募作品は返却しない ・結果は個別通知しない ・応募費用は応募者負担 ・個人情報は目的外に使用しない	・1人1点まで ・自作の未発表作品で、他の商標と類似せず、第三者の著作権その他の権利を侵害しないもの ・第三者の写真、イラスト、フォントは使用しない ・AI生成画像での応募は禁止 ・応募作品の詳細条件は募集要項による	・応募は、1人1点まで。同一名義の複数応募は無効。 ・応募する際は「校章デザイン案」と「デザイン案の説明やデザイン案にこめた思い」を必ず書く。 ・採用作品に関する一切の権利は、八潮市教育委員会に帰属する。 ・応募作品は、返却しない。また、審査に係るお問合せについては、回答しない。 ・個人情報は、校章デザイン案を募集し、結果を公表する目的にのみ利用し、その他の目的には一切使用しない。 ・応募作品について、第三者の有する著作権などの権利侵害その他の問題が生じる恐れがあることが判明した場合、採用を取り消すことがある。また、第三者の権利侵害その他の問題が生じた場合の責任は、すべて応募者が負担するものとする。 ・応募作品は、応募者の了承を得ず補正、修正する場合がある。 ・応募にかかる費用は、応募者の負担とする。 ・応募時点で、募集要項に記載された事項にすべて同意したものとみなす。	・応募作品は、未発表で自作（他の著作権等の権利に触れない）デザインに限る。 ・最終的な校章デザインに係る著作権等の一切の権利は、尾花沢市教育委員会に帰属し、無償譲渡とする。 ・応募された作品（用紙、電子データ等）は返却しない。 ・応募された作品に補正・修正を施す場合がある。 ・応募に要する費用は、応募者の負担とする。 ・作品著作权について第三者より異議申し立てがあった場合、費用負担も含め応募者の対応とする。 ・採用後でも作品の類似、盗作又は募集要項違反が認められた場合は、採用を取り消すこともあり、違反作品による損害についても応募者が対処すること。 ・個人情報は、この目的以外には使用しない。ただし、採用作品の応募者氏名は公表する。

校章デザイン募集要項

山田中学校・東兎中学校の再編に伴い、令和9年4月に新しく「玉野東中学校」を開校します。そこに通う生徒だけでなく、地域の皆さんたちからも愛され、親しまれる学校になることを願い、学校のシンボルとなる校章のデザインを募集します。

1 募集内容

新たな中学校名「玉野東中学校」の校章デザインを募集します。

2 募集期間

令和8年1月5日（月）～ 令和8年2月27日（金）17時15分 締め切り

※郵送の場合は、消印有効

3 応募資格

全国どなたでも応募できます。何点でも応募可能です。

※未成年者は保護者の同意を得て、応募してください。

4 応募条件

①応募作品は、自作で未発表の新規デザインに限ります。

また、現在の中学校の校章と同じデザインは、応募の対象となりません。

②カラー・単色を問いませんが、カラーの場合は、白・黒を除き3色以内とします。

校章として使用する場合、応募のあった色以外の色で使用する場合があります。

③グラデーション（ぼかし・濃淡）は使用できません。

④「校章デザイン応募用紙」（玉野市ホームページからダウンロード）に必要事項を記入してください。※必要事項が書かれた任意様式でも可（サイズはA4 用紙）。

⑤校章の大きさは、10cm×10cm程度とします。

⑥校章デザインの説明（校章に寄せる思いや意味、イメージなど）は、必ず記入してください。

5 応募方法

（1）郵送

【提出先】〒706-8510 玉野市宇野1-27-1

玉野市教育委員会学校再編推進課

※令和8年2月27日（金）当日消印有効

（2）電子（応募用紙を添付）

・JPEG、GIF、PNG、PDF形式のものに限ります。

※採用された場合に、ベクター形式の元データを提出いただく場合があります。

あらかじめ、ご了承ください。

- ・作品の電子データと応募用紙を合わせたファイルサイズは、7MB以内とします。
- ・応募の際は、メールの件名を「玉野東中学校校章デザイン応募」とします。
- ・提出先メールアドレスは、(gakkou-saihen@city.tamano.lg.jp)

6 決定方法

校章デザインの決定にあたっては、山田中学校・東兎中学校再編準備委員会において、応募のあった校章デザイン案について協議の上、最終デザイン案を選定し、教育委員会で決定します。

7 賞金

最優秀作品（採用作品）1点に5万円分の商品券

8 留意事項

- ①一人当たりの応募点数に制限はありませんが、電子メール1通または応募用紙1枚につき1点の応募とします。
- ②手描きの場合、デザインは応募用紙の中にある、上下左右を明示した枠内に大きく描いてください。
- ③応募作品の返却はいたしません。また、応募者個別の結果通知、選定に関する問い合わせの対応はできません。
- ④応募に要する経費については、応募者の負担とします。
- ⑤他者の著作権、商標権、肖像権などの権利を侵害しないようにしてください。権利侵害の損害賠償等について、玉野市教育委員会は、一切の責任を負いません。採用デザインに他者の模倣、権利侵害等が認められたときは、採用を取り消します。
- ⑥必要事項の記入漏れや、内容に不備がある場合は、応募が無効となる場合があります。
- ⑦応募作品が採用された場合、応募者に同意を得ず、山田中学校・東兎中学校再編準備委員会又は玉野市教育委員会において、修正・補正を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ⑧最終的な校章デザインにかかる著作権等の一切の権利は、玉野市教育委員会に帰属するものとします。
- ⑨応募者の個人情報は今回の募集目的以外には使用しません。

9 お問い合わせ先

〒706-8510 玉野市宇野1-27-1

玉野市教育委員会 学校再編推進課

T E L 0863-32-2818（直通）

Mail gakkou-saihen@city.tamano.lg.jp

校章デザイン選定方法の他市事例

自治体名	埼玉県羽生市（はにゅうし）	埼玉県行田市（ぎょうだし）	東京都立川市	兵庫県丹波市
対象校	羽生市立羽生東小学校	行田市立太田小学校	立川市立若葉台小学校	市島（いちじま）小学校
選考方法	（第1次選考） ・公募により寄せられた138点について、学校運営部会で選考し、k各委員がふさわしいと思う10点ずつ選出し、31点に絞り込む。 （第2次選考） ・第1次選考を通過した31点から、学校運営部会で協議した後、投票。上位5点を選考する。 （再編準備委員会） 学校運営部会の審査結果報告から児童投票する候補を5点に決定 （児童投票） ・選考された5点を対象に、関係する3校の児童による投票を実施する。 ・児童投票の結果により、校章デザインを1点に決定する。	（1次審査(学校運営部会)） ・公募181点の中から、委員がふさわしいと思う校章候補を3点ずつ選択した結果、24点が選出された。 （2次・3次審査(学校運営部会)） ・1次審査で選出された24点について、「デザイン」と「校章に込めた思い」を4項目に細分化し、採点した(2次審査)。 ・3次審査では、2次審査での採点結果を基に学校運営部会で協議し、5点が選出された。 （準備委員会） ・3次審査で選出された5点について協議をした結果、3点が選出された。 （児童投票） ・準備委員会で選出された3点について、児童投票を実施し、得票数の最も多い1点を校章として決定した。	（選定） ・作品は、決定まで無記名で審査をする。 ・全ての作品を並べ、検討委員会が、作品に対し学校及び地域の象徴、独創性の観点から意見を付し教育委員会に提出する。 ・教育委員会が作品の中から 1 作品を選定する。 ・教育委員会における協議を経て、市において決定する。 （決定） ・応募作品の中から採用作品を選定し、デザインの補作を経て校章として決定する。	（第 1 次選考） ・地域部会委員および有識者で行い、応募作品の中から第 2 次選考で審査する作品について 1 0 作品を上限として選考。 （第 2 次選考） ・地域部会委員および有識者で行い、第1次選考で選ばれた作品の中から最終選考で審査する作品について、 5 作品を上限として選考する。 （最終選考） ・地域部会委員および有識者で行い、第2次選考で選ばれた作品の中から、 1 作品を選考し、当該選考で選ばれた作品を校章デザイン案とする。 ※地域部会委員 市の地域ごとの準備委員会委員 ※有識者 対象校の先生